

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 · Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 · Fax: 81-3-3354-3010

TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.

## 2017 年度專利（特許）法及び審査基準改正動向

- |    |  |
|----|--|
| 01 | 台湾知財局が「專利無効審判審査基準」、「專利グレースピリオド審査基準」、「專利進歩性審査基準」を改訂 |
| 02 | 「專利法施行細則」一部改正条文が2017年5月1日から施行                      |
| 03 | 專利法猶予期間関連の改正条文が2017年5月1日から施行                       |

- 01 台湾知財局が「專利無効審判審査基準」、「專利グレースピリオド審査基準」、「專利進歩性審査基準」を改訂（專利とは、特許、実用新案、意匠の総称）

- 一、專利審査基準「第二篇特許の実体審査第九章の訂正」、「第五篇無効審判審査第一章專利権の無効審判請求」が改訂され、2017年1月1日より発効

「專利無効審判審査基準」の改訂ポイント

- (1) 無効審判に伴う訂正時に例外的に取下げと見なさない状況の審査基準の新設
- (2) 二重出願で釈明権を行使できる事項の審査基準の新設
- (3) インターネット及び外国語証拠調査の審査基準の新設
- (4) 職権による審査事項事例の削減

- 二、專利審査基準「第一篇手続き審査及び專利権の管理」第二章出願の願書、第四章代理人、第七章優先権及びグレースピリオド、第十三章分割変更出願；「第二篇特許の実体審査第三章特許要件」第4節新規性又は進歩性喪失の例外、「第三篇意匠（設計專利）の実体審査第三章意匠要件」第4節新規性又は創作性喪失の例外が改訂され、2017年5月1日より発効

「專利グレースピリオド審査基準」（第二篇第三章第4節 新規性又は進歩性喪失の例外）の改訂ポイント

- (1) 特許及び実用新案のグレースピリオドを現行の6ヶ月から12ヶ月に改訂
- (2) グレースピリオドを適用できる公開事由の緩和：  
公開事由には「出願人の本意による公開」及び「出願人の本意による公開ではない」という二つの状況がある
- (3) 公開態様を制限しない（專利公報を除く）
- (4) 專利出願人は出願時に同時にグレースピリオドを主張しなければならないとの規定の削除
- (5) 4.4「專利公報における公開」、4.7「新規性又は進歩性喪失の例外的審査」及び4.8

「審査注意事項」の審査基準の新設。意匠のグレースピリオド審査基準については、グレースピリオドが6ヶ月のままであることを除き、その他は全て特許審査基準内容を参照して改訂された。

### 三、 専利審査基準「第二篇特許の実体審査第三章特許要件」第3節進歩性が改訂され、2017年7月1日より発効

「専利進歩性審査基準」（第二篇第三章第3節進歩性）の改訂ポイント

- (1) 該発明の技術分野で通常の知識を有する者を複数の人とすることができる状況の審査基準の新設
- (2) 進歩性の判断ステップにおける、各ステップの内容説明及びステップ5の判断フローチャートの追加
- (3) 現行基準3.4と3.5の内容を整理合併し、ステップ5の判断を充実させた
- (4) 3.4.1「動機があり、明らかに複数の引例を結合できる状況」、3.4.2「動機を考慮せずとも、明らかに複数の引例を結合できる状況」、3.4.3「進歩性判断のその他考慮点」及び3.4.4「進歩性の補助的判断要素」等の審査基準の新設とともに、事例が拡充された。

専利審査基準に関する情報及び内容は、知財局ウェブサイト-専利修法專區をご参照ください (<https://www.tipo.gov.tw/np.asp?ctNode=6703&mp=1>)。

### 02 「専利法施行細則」一部改正条文が2017年5月1日から施行

専利法のグレースピリオド関連条文の改正にともなう専利法施行細則の改正部分条文について、經濟部を経た改正公布、2017年5月1日からの施行を知財局が公布。

### 03 専利法猶予期間関連の改正条文が2017年5月1日から施行

2017年1月18日に改正公布された専利法（訳注：専利法は日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）の一部条文が行政院の審査決定を得て同年5月1日から施行される。新規性又は進歩性の喪失例外の猶予期間（グレースピリオド）関連条文について今回の改正要点は次のとおり。

- 一. 特許及び実用新案の猶予期間が6ヵ月から12ヵ月に延長される。
- 二. 猶予期間が適用できる公開の様態については、いかなる公開も制限されないと緩和し、出願人の本意によるもの又はその本意によらないものであればよい。
- 三. 手続き要件も緩和し、出願時に猶予期間の主張をする必要がない。

今回の補正は2017年5月1日当日及びそれ以降に提出される出願案件に適用される。



台灣國際專利法律事務所

事務所：  
台湾10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階  
Tel: 886-2-2507-2811 · Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所：  
東京都新宿区新宿2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号  
Tel: 81-3-3354-3033 · Fax: 81-3-3354-3010